

日本宇宙少年団南種子町宇宙科学分団規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 この団体は、日本宇宙少年団南種子町宇宙科学分団（以下「本団」という。）と称し、事務所を鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 3370 番地 3 に置く。

(組織)

第2条 本団は、南種子町に居住する小学生第4学年以上のうち入団を希望するもので組織する。ただし、町外であっても分団長が認めた者及び本団が公募する事業に参加申込みを行い、参加が決定された者は、団員とする。

(目的)

第3条 本団は、明日の未来を担う子どもたちに科学する心を通して、友情の輪を広げ、郷土愛を醸成し、健全な青少年を育成することを目的とする。

(活動)

第4条 本団は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 宇宙科学に関する学習
- (2) 地域の自然に関する学習
- (3) 創作及び自由研究活動
- (4) 郷土に関する学習
- (5) その他目的を達成するための学習

第2章 団員及びリーダー

(入団)

第5条 本団に入団しようとする者は、年度初めの指定された日までに、入団申込書を分団長に提出しなければならない。ただし、分団長が認める場合は、この限りではない。

2 団員資格は、入団申込書を受理し、分団長が承認したときから発生する。

(退団)

第6条 本団を退団しようとする者は、その理由を明記した退団届を分団長に提出しなければならない。

2 団員としての資格は、退団届を受理し、分団長が承認したときから喪失する。ただし、特別な理由がない限り承認しないことはできない。

(資格喪失)

第7条 団員は、次の各号の一に該当する場合は、資格を喪失する。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 脱退
- (4) 第2条の団員資格を喪失したとき

(除名)

第8条 団員が規約に違反し、または分団の名誉を毀損し、分団の統制を乱したときは、リーダー連絡会の議決を経て、除名することができる。

(平等の原則)

第9条 団員は、前条の除名による場合のほか、国籍、人種、宗教、性別、身分、門地等によって差別してはならない。

(権利)

第10条 団員は、次の権利を有する。

- (1) 活動に参加する権利
- (2) 諸会議に規約に基づいて出席し、報告を受け、討議、決議に加わる権利
- (3) 除名処分に対し、異議申し立てをする権利

(義務)

第11条 団員は、次の義務を負う。

- (1) 規約及び機関の決定に従う義務
- (2) 会費及びその他負担金を納入する義務

(リーダー)

第11条の2 本団の趣旨を理解し、活動に参加できる者で、リーダー連絡会で承認を受けなければリーダーになることはできない。

2 リーダーには、第5条から第11条（第7条第1項第4号を除く。）を準用し、「団員」とあるのは「リーダー」と読み替えるものとする。

第3章 機関

(リーダー連絡会)

第12条 リーダー連絡会は、唯一の決定機関であって、必要に応じ分団長が招集し、この規約に定めるもののほか、次のことを決める。

- (1) 規約の改廃
- (2) 活動内容
- (3) 予算及び決算
- (4) その他必要な事項

(班長会)

第13条 班長会は、第15条に規定する監事を除く役員で構成し、活動の円滑な運営のために必要に応じて分団長が招集する。

(保護者会)

第14条 保護者会は、団員の保護者及び関係者で構成し、必要に応じて分団長が招集する。

第4章 役員

(役員の種類)

第15条 本団に次の役員をおく。

- (1) 分団長 1名
- (2) 副分団長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) リーダー 若干名
- (6) 班長 若干名
- (7) 副班長 若干名
- (8) 監事 2名
- (9) 顧問 若干名

(役員の仕事)

第16条 分団長は、本団を代表し、すべての業務を統括する。

- 2 副分団長は、分団長を補佐する。
- 3 事務局長は、企画立案並びに分団業務を処理する。
- 4 事務局次長は、分団に会計業務を掌理し、事務局長を補佐する。
- 5 リーダーは、活動において団員の指導助言を行う。
- 6 班長は、班を代表し、班活動を統括する。
- 7 副班長は、班長を補佐する。
- 8 監事は、年1回会計監査を行い、リーダー連絡会で報告する。
- 9 顧問は、必要に応じて、活動等への指導・助言を行う。

(役員を選任)

第17条 役員は、リーダー連絡会において選任する。

(役員の仕事)

第18条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会計

(経費)

第19条 本団の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第20条 会費は、団員1名につき、3,000円とする。

(会計年度)

第21条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告)

第22条 本団の会計報告は、毎年、リーダー連絡会において承認を得なければならない。

第6章 雑則

(解散)

第23条 本団の解散は、リーダー全員の同意がなければ解散できない。

(規約の改正)

第24条 この規約の改廃は、リーダーの過半数の同意がなければその効力を生じない。

(その他)

第25条 この規約に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、1984年8月28日から施行し、第18条及び第21条にかかわらず、役員の仕事及び会計年度は、1985年3月31日までとする。

附則

この規約は、1992年4月25日から一部を改正して施行する。

附則

この規約は、1995年4月1日から一部を改正して施行する。

附則

この規約は、1997年4月16日から一部を改正して施行する。

附則

この規約は、1999年4月1日から一部を改正して施行する。

附則

この規約は、2000年4月1日から一部を改正して施行する。

附則

この規約は、2003年5月15日から一部を改正して施行する。

附則

この規約は、2008年4月1日から一部を改正して施行する。